

## 特定非営利活動法人日本文化体験交流塾通訳案内士会設置要綱

### (名称)

第1条 本組織は、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾通訳案内士会という。

### (設置)

第2条 日本文化体験交流塾通訳案内士会(以下、「案内士会」という。)は、特定非営利活動法人日本文化体験交流塾(以下、「交流塾」という)の会員であって、通訳案内士資格を有する者により、組織する。

### (目的)

第3条 案内士会は、通訳案内士としての活動、相互の情報交換及び他の通訳案内士団体との連携、国や自治体への働きかけ等の活動を行うことを目的とする。

2 案内士会は、通訳案内士団体として活動するときは、交流塾を代表する。

### (特定非営利活動法人日本文化体験交流塾との関係)

第4条 案内士会の通訳案内士等に対する研修等の活動は、交流塾が実施する。

### (組織)

第5条 案内士会の理事は、交流塾の理事のうち、通訳案内士の資格を有する者とする。

2 案内士会に、会長及び2名以内の副会長を置く。

### (選任等)

第6条 会長及び副会長は、案内士会の理事の互選とする。

### (職務)

第7条 会長は、この案内士会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、交流塾の理事から、会長が任命する。

### (任期等)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規則の変更

(2) 解散及び合併

(3) 交流塾の通訳案内士に対する研修等の実績に対する意見

(4) 交流塾の通訳案内士に対する研修等の計画に対する意見

(総会の議事)

第11条 総会の議長は、会長が行う。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の構成)

第12条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長が行う。

(理事会)

第13条 理事会は、この規則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 交流塾の通訳案内士に対する研修等の事業の実施運営に対する意見

(3) 通訳案内士の地位の向上のための活動及び国等に対する要望

(4) その他の通訳案内士の活動、相互の情報交換及び他の通訳案内士団体との連携等に関して必要な事項

この規則は、決定の日から施行する。

(1) 上記のとおり要綱を策定する。

(2) 会長に山口和加子氏、副会長に上原護氏を選任する。

(3) 2016年12月13日を、第1回総会とする。